

南越清掃組合（以下「組合」という。）は、南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に準じて、D B O（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

このたび、P F I 法第 7 条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表する。

平成 28 年 10 月 25 日

南越清掃組合 管理者 奈良俊幸

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業

特定事業の選定について

平成28年10月

南越清掃組合

< 目 次 >

I. 事業内容等	1
1. 事業名	1
2. 対象となる公共施設等の種類	1
3. 公共施設等の管理者等	1
4. 事業の目的	1
5. 施設の基本方針	1
6. 事業の概要	2
II. 組合が自ら事業を実施する場合とDBO方式により実施する場合の評価	3
1. 評価方法	3
2. 定量的評価	3
3. 定性的評価	4
4. 総合的評価	4

I. 事業内容等

1. 事業名

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業

2. 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
建設地	福井県南条郡南越前町上野 85 字 38 番 1、39 番、40 番、41 番 1・2、42 番 1・2
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行う。なお、焼却処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る。
施設規模等	84 t / 日（42 t / 24h × 2 炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
ごみ受入開始	平成 33 年 1 月 4 日（予定）
運營業務開始	平成 33 年 4 月 1 日（予定）

3. 公共施設等の管理者等

南越清掃組合 管理者 奈良俊幸

4. 事業の目的

組合では、現在、燃やせるごみ等の処理を第 1 清掃センター、第 2 清掃センターの 2 施設で行っているが、このうち第 1 清掃センターは 30 年以上が経過し、経年的老朽化が著しく、早急に施設を更新すべき時期に来ている。

このような背景のもと、本組合では、燃やせるごみ等の適正処理はもちろんのこと、循環型社会の構築や温暖化防止にも貢献する新しい処理施設の整備を目指している。

5. 施設の基本方針

本施設の整備・運営は、以下の基本方針により実施する。

① 「ごみ減量化、リサイクル」を前提とした、適正規模で効率的な施設

- ・将来の人口予測を行い、住民の協力のもとでごみの減量化、リサイクルの推進を前提とした適正規模の施設とする。
- ・費用対効果を考慮し、効率的な運転管理ができる施設とする。

② 最新の技術を導入し、環境にやさしい、安全・安心な施設

- ・最新技術を導入し、ダイオキシン類の排出削減をはじめ、万全の公害防止対策により地域住民にとって安全安心な環境にやさしい施設とする。
- ・地震、台風、集中豪雨などの自然災害時においても運転管理に支障が及ばないよう配慮するとともに、ごみ量やごみ質の変動に柔軟に対応し、導入実績が豊富で連続稼働の信頼性が高い、安定稼働に優れた施設とする。
- ・エネルギーや資源の消費の抑制や、積極的な余熱利用等による地球環境の保全に配慮するとともに、建設費や運転管理費等の経済性に配慮した施設とする。

③ 周辺環境に調和した、地域と循環型社会の形成に貢献する施設

- ・周辺の土地利用や交通に配慮した施設配置、植栽、緑化、景観に配慮した建築デザイン等、周辺環境に調和した施設とする。
- ・3R、再生可能エネルギーについて学び、体験できる環境学習の拠点機能を備えた施設とする。
- ・ごみを焼却した際に発生する熱を効率的に回収し、有効利用が図れる施設とする。
- ・自然災害発生時においても安定して稼働でき、水や温水の提供、浴室の利用、一次避難場所としての活用等が図れる施設とする。
- ・住民が気軽に訪れ、また、地域の3R活動に係る会議や行事、イベントが開催できる施設とする。

6. 事業の概要

本事業はDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

落札者のうち、建設請負事業者となる単独の企業又は特定建設工事共同企業体は、本施設の設計・施工業務を行う。

さらに、落札者のうち、運営事業者となる単独の企業又は共同企業体は、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。（詳細は「2. 民間事業者が実施する業務の範囲」を参照）。なお、特別目的会社（SPC）は設立しない。

組合は本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、民間事業者は30年間の使用を前提として各業務を行うこととする。

組合は、本施設の設計・施工業務及び運営業務に係る資金を調達し、本施設を所有するものとする。

① 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・施工期間：契約締結日の翌日から平成33年3月31日まで
- ・運営期間：平成33年4月1日から平成53年3月31日まで
(20年間)

② 契約の形態

組合は、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結する。

また、組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約をそれぞれ締結する。

Ⅱ. 組合が自ら事業を実施する場合とDBO方式により実施する場合の評価

1. 評価方法

(1) 本事業をDBO方式により実施する場合の評価は、本事業を組合が自ら実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とし、次のとおり評価を行った。

- ① 定量的評価（事業期間全体における組合の財政負担額の評価）
- ② 定性的評価（民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等の水準の評価）
- ③ 上記による総合的评价

(2) 組合の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2. 定量的評価

(1) 組合の財政負担額算定の前提条件

本事業を組合が自ら実施する場合及びDBO方式により実施する場合の財政負担額の算定において、次のように前提条件を設定した。

なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	組合が自ら実施する場合	DBO方式により実施する場合
財政負担額の主な内訳	①建設費 ②運営費 ③起債金利 ④公共経費（人件費、委託費）	①建設費 ②運営費 ③起債金利 ④公共経費（人件費、委託費）
共通の条件	①事業期間：設計・施工期間：4年間 運営期間：20年間 ②施設規模：84t/日 ③計画処理量：23,662t/年 ④その他：売電収入を含む。 ⑤割引率：1.1%（長期国債（10年物）応募者利回りの過去10年間の平均値の平均値より設定）	
資金調達に関する事項	①循環型社会形成推進交付金 ②起債 ③一般財源	同左
各種費用の設定	参考見積及び他都市の同種施設の実績等に基づき設定	同左

(2) 組合の財政負担額の比較

以上の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、組合が自ら実施する場合の財政負担額を 100 とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
組合が自ら実施する場合	100.0
DBO方式により実施する場合	96.0

3. 定性的評価

本事業をDBO方式により実施する場合における定性的評価として、民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等の水準の評価を行う。

DBO方式により実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、次の効果が見込まれる。

(1) 民間事業者に移転されるリスクの評価

DBO方式により実施する場合、本事業に係るリスクを「最も適切に管理できる者に移転する。」という考え方にに基づき、組合と民間事業者が適正に分担することにより、事業の安定性向上につながる。

民間事業者が負担するリスクに対しては、民間事業者が有するノウハウやリスク管理能力を活かすことにより、その顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考えられる。

(2) 公共サービス等の水準の評価

本事業をDBO方式により実施することによって、以下に示すような公共サービス等の水準の向上が期待できる。

① 建設工事及び運営を一体的に行うことによる事業の効率化

建設工事及び運営業務を一体的に実施することで、施設的设计段階から建設や運営までを見据えた効率的な整備が期待できる。また、民間事業者が保有するノウハウや創意工夫の活用が期待できる。

② 施設運営における公共サービス内容の向上

本施設の運営において、民間事業者が市場での競争において培った専門的な知識やノウハウが包括的に活用されることにより、長期的、安定的かつ継続的なごみ処理、住民の信頼、安心・安全、環境への配慮等の点で、より優れた運営が効率的に実施されることが期待できる。

4. 総合的評価

本事業をDBO方式により実施することにより、組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、4.0%の縮減を期待することができるとともに、効果的かつ効率的なリスク管理及び公共サービス等の水準の向上を期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて、特定事業として選定する。